

(介護予防)短期入所生活介護
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
福寿ちがさき甘沼北

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社日本アメニティライフ協会
所在地	横浜市青葉区みたけ台5番地10
電話番号	045-978-5051
設 立	平成8年4月3日
資本金	5,000万円
代表者	代表取締役 江頭 瑞穂

2. 事業所の概要

名 称	福寿ちがさき甘沼北
所在地	茅ヶ崎市甘沼321-1
電話番号	0467-53-2587
開設年月日	2020年7月1日
事業の種類	(介護予防) 短期入所生活介護
介護保険事業所番号	1472403078
管理者氏名	関口 久美

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社日本アメニティライフ協会が開設する(介護予防)短期入所生活介護事業所 福寿ちがさき甘沼北(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
-------	---

運営の方針	<p>指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
-------	--

4. 併設する事業所

併設する事業所	
---------	--

5. 建物の概要

①敷地及び建物

敷地	2691.74㎡	
建物	構造	C B造平屋建
	延べ床面積	842.99㎡
	権利形態	通常借家契約

②専用設備

設備の種類	設置数	面積
専用居室	20室	10.68㎡～12.27㎡ (全室個室)

③事業所内の共用設備

設備の種類	設置数
食堂兼機能訓練室	2箇所
厨房	1箇所

浴室	2箇所（うち1箇所は機械浴）
脱衣室	2箇所
トイレ	9箇所（うち1箇所は多機能型）
静養室	1箇所
医務室	1箇所
面談室	1箇所
介護・看護職員室	1箇所
洗濯室	1箇所
汚物処理室	1箇所
介護材料室	1箇所

6. 職員体制の概要

2022年10月1日現在

職種	人数	職務内容等
管理者	1名	常勤 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする
医師	1名	非常勤 利用者の健康管理を行う
生活相談員	1名	常勤 利用者の生活相談、関係機関との調整等を行う
介護職員	10名	常勤 専従 1名、兼務 名 非常勤 専従 9名、兼務 名 利用者の日常生活上の介護を行う
看護職員	1名	常勤 1名 非常勤 名 利用者の健康状態の把握及び必要な看護を行う
機能訓練指導員	1名	常勤 1名、非常勤 名 利用者に対する機能訓練及び介護職員への指導を行う
栄養士	1名	非常勤 利用者の食事についてその状態に応じた栄養管理を行う

7. 利用料の概要

短期入所生活介護に関する利用料（費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照）

日額利用料	滞在費 1,900円 食費 1,750円
実施地域外の送迎費	実施地域を越える毎に片道1キロ15円
その他の費用	実費相当分
介護保険料	介護保険料の自己負担分
キャンセル料	介護保険外利用料については、利用予定日の前々日までご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。 1) 利用予定日の前々日まで 無 料 2) 利用予定日の前日まで 当日の利用料金の50% 3) 利用予定日の当日まで 当日の利用料金の100%

8. 協力医療機関

名称	医療法人社団湘南中央会 長後クリニック
診療科目	内科
所在地	神奈川県藤沢市長後706 ゴールドエイジ藤沢102
電話番号	0466-54-8441

9. 緊急時対応方法および損害賠償

緊急時対応方法	①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときには、従業者は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し、迅速に対応します。 ②突発的な事象時(骨折や健康状態の急変)には救急車で対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。
損害賠償責任	①事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第19条の規定により損害賠償を行います。 ②事業者は、万一、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

10. 苦情相談窓口

苦情相談窓口	・事業所 管理者 TEL 044-862-6187 受付時間 9:00～18:00 ・本社 安全管理室 TEL 045-979-0871 受付時間 9:00～18:00 (土日祝日除く)
外部苦情申し立て 機関	神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護保険課 介護苦情相談係) TEL 045-329-3447
行政機関	茅ヶ崎市役所福祉部介護保険課 給付担当 0467-81-7164

11. 非常火災対策

- 1 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。
- 2 管理者は、甲種防火管理者を選任します。
- 3 甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- 4 甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

12. 秘密保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとする。

13. 個人情報の保護

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

1 4. 衛生管理

- ・事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1 5. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1 6. 虐待の防止

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 7. 身体拘束等の原則禁止

- ① 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

18. その他運営についての留意点

- ①従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。
1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
 2. 継続研修（2ヶ月に1回程度実施）
- ②事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
- ③事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

以上

<以下余白>

【説明日】 年 月 日

(介護予防) 短期入所生活介護利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し、交付しました。

事業所 (所在地) 茅ヶ崎市甘沼321-1

(名称) 福寿ちがさき甘沼北

説明者 (氏名) 印

(介護予防) 短期入所生活介護利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

(続柄)

身元引受人 (住所)

(氏名) 印

(続柄)